

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊松山駐屯地
第358会計隊長 村上浩司

下記のとおり一般競争入札(売払)を行うので、入札心得等関係事項を承知の上、参加されたい。

記

1 競争に付する事項

(1) 品名等

No	品 名	規 格	単 位	数 量
1	使用済車両	業務車2号(鉄くず)	E A	2.00

(2) 引取場所：陸上自衛隊松山駐屯地（愛媛県松山市南梅本町乙115）

(3) 引取期限：代金納付から5日以内（令和8年2月27日までに搬出）

2 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度の全省庁統一資格において「物品の買受け」で「C」等級以上に格付され、四国地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）

(5) 防衛省が発注する工事等から暴力団を排除するための措置

ア 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については競争参加を認めない。

イ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を締結しない。

(6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(7) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）

(8) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

ここでいう「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会計法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）

と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係にある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員は除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア又はイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(11) 売払い物品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要である。

3 契約条項等を示す場所

第358会計隊 契約班 令和7年1月18日（火）～ 令和7年12月16日（火）
（土・日曜、祝日を除く0815～1700）

4 入札（現場）説明会

実施しない。※但し、現地、現物確認については、仕様書記載のとおり

（土曜・日曜・祝日を除く0815～1700）の間、松山駐屯地業務隊管理科 担当：伊藤^{イトウ}（内線315）と調整すること。

5 競争入札執行の場所及び日時

(1) 場 所：陸上自衛隊松山駐屯地第358会計隊 入札室

(2) 日 時：令和7年12月17日（水） 10時40分

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金：免除 但し、落札者が契約締結に応じない場合には、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免除 但し、落札者が契約を履行しない場合には、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。(消費税抜き価格)

8 入札の無効

(1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札、入札者が識別しがたい入札は無効とする。

(2) 不当に価格をせり上げ、又はせり下げの目的をもって談合をなした者の入札

(3) 他人の入札参加を妨害した者の入札

(4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態があった場合

(5) その他、入札に関する条項に違反した入札

9 契約書

(1) 落札決定後遅滞なく作成する。

(2) 基本契約条項：不用物品売払契約条項

(3) 特約条項：談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項

(4) 細部は落札者に別に示す。

10 落札決定方法

総品目総額決定

(1) 入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

11 売払代金の納付等

代金を納付した日から原則として5日以内に搬出。ただし、物品管理官が期日を定める場合はその日までとする。

12 その他

- (1) 入札参加希望する者は、全省庁統一資格決定通知書写しを事前に提出すること。(FAX可)
- (2) 郵便による入札については、陸上自衛隊松山駐屯地第358会計隊契約班宛とし、令和7年12月16日(火)17時までに担当者必着分を有効とする。この際、便着の確認を必ず行うこと。再度入札になった場合には別途連絡する。
- (3) 代表者以外で入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。
- (4) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
- (5) 電報・電話・FAX等による入札は認めない。
- (6) 契約の成立時期は、契約書に双方が記名押印した時とする。
- (7) 引取に要する費用は買取者の負担とする。
- (8) 入札等に関する事項の問い合わせ先
〒791-0245
愛媛県松山市南梅本町乙115
陸上自衛隊松山駐屯地
第358会計隊 担当：^タ多田
TEL：089-975-0911（内線347）
FAX：089-975-0099（直通）
- (9) 仕様に関する事項の問い合わせ先
松山駐屯地業務隊管理科 担当：^{イトウ}伊藤（内線315）



本公告は、陸上自衛隊松山駐屯地第358会計隊
及び陸上自衛隊中部方面隊ホームページ
<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示

入札参加受付票

分任契約担当官
陸上自衛隊松山駐屯地
第358会計隊長

殿

- 1 入札件名：使用済車両（鉄くず）
- 2 入札日時：令和7年12月17日（水） 10時40分
- 3 入札場所：陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊 入札室
- 4 入札参加希望業者等
会社名、住所、代表者名、連絡先等

印

電話番号：

FAX番号：

担当者名等：

5 入札参加方法（該当欄に○印を）

持参	郵便

仕 様 書

仕様書番号	作成年月日	部隊名
	令和7年11月5日	松山駐屯地業務隊
『使用済車両 業務車2号売払い（鉄くず）』		
1 適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊松山駐屯地において不用決定車両業務車2号（鉄くず）の売払いについて適用する。		
2 品 名 業務車2号・ホンダDBE-GJ3・バン × 2台 （車両質量 1,150kg 長さ 4.350m 幅 1.695m 高さ 1.515m）		
3 引渡場所 陸上自衛隊松山駐屯地 愛媛県松山市南梅本町乙115		
4 引渡期日 細部引渡日は、落札業者決定後、調整により決定		
5 一般事項 (1) 現状渡し（鉄くず） 細部は付紙「使用済車両「業務車2号」添付書類」による。なお材料別重量区分表は標準であり、個体により差異があることから現物を優先するため、必ず現物を確認し十分納得した上で入札をすること。引き渡し後の苦情等は一切受け付けないものとする。 (2) 仕様書及び回収作業中に疑義が生じた場合は、担当者と協議すること。 (3) 仕様書に記載のない事項で担当者が軽微な事項を指示した場合は、請負業者にて実施すること。 (4) 請負業者は、種類・数量を確認の上、受領書に押印し検査官に提出する。		
6 検査 担当者立会のもと、業務車2号（鉄くず）を検査し、受領書の提出をもって検査合格とする。		
7 現物確認について 日程調整は電話により調整（5日前までに調整） ※現物確認時間 1000～1500とする。（土日祝祭日を除く）		
8 その他、立会者の指示に従うこと。		
9 担当者 松山駐屯地業務隊管理科 伊藤 技官 089-975-0911（内線315）		

調達要領指定書

調達要領指定書	売払要求番号	第4号
	売払要求年月日	令和7年11月6日
	作成部隊	松山駐屯地業務隊
	作成年月日	令和7年11月5日
品名	使用済車両 業務車2号売払い（鉄くず）	
仕様書番号	—	
指定事項	<p>1 品名・数量等</p> <p style="margin-left: 20px;">種類：業務車2号（車体番号G J 3 - 1 1 0 4 7 5 1） 業務車2号（車体番号G J 3 - 1 1 0 3 8 4 8）</p> <p style="margin-left: 20px;">数量：2台</p> <p>2 引渡場所</p> <p style="margin-left: 20px;">愛媛県松山市南梅本町乙115 陸上自衛隊 松山駐屯地</p> <p>3 引渡期限</p> <p style="margin-left: 20px;">令和8年2月27日</p> <p>4 保全上の処置</p> <p style="margin-left: 20px;">搬出予定の5日前の17時までに、搬出車両及び搬出者の確認ができる書類等の写し（外国籍の方は、在留証明書の写し（コピー）を松山駐屯地業務隊管理科 管理科長宛てに郵送または提出をするものとする。</p> <p>5 その他</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 入札前に現物確認を必ず実施すること。なお現状を優先とするため、十分に納得して入札に参加するものとし、引渡し後の苦情は一切受け付けないものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 入札等で、駐屯地に入入りする際は、5日前の17時までに、松山駐屯地業務隊管理科に連絡すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 本指定書に関し、疑義が生じた場合は、当該係官に連絡し、指示を受けること。</p>	

入札書

金額 ¥

(消費税及び地方税を含まない。)

NO	件名	規格	単位	数量	単価	金額
1	使用済車両	業務車2号(鉄くず)	EA	2		
引取場所	陸上自衛隊松山駐屯地	引取期限	令和8年2月27日 (代金納入から5日以内)			
落札方法	総額決定					
契約保証金	免除					

上記に関して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和7年12月17日

分任契約担当官
陸上自衛隊松山駐屯地
第358会計隊長 村上 浩司 殿

住所、会社名、代表者名
連絡先

担当者名
担当者連絡先

(注)押印を省略する場合には担当者氏名及び連絡先の記載をお願いします。

市 価 調 査 書

¥

(消費税及び地方税を含まない。)

NO	件 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
1	使用済車両	業務車2号(鉄くず)	EA	2		
2						
3						
引 取 場 所	陸上自衛隊松山駐屯地	引取期限	令和8年2月27日 (代金納入から5日以内)			
落 札 方 法	総額決定					

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊松山駐屯地
第358会計隊長 村上 浩司 殿

住所、会社名、代表者名
連絡先

担当者名
担当者連絡先

(注)押印を省略する場合には担当者氏名及び連絡先の記載をお願いします。